

# 育児休業開始日と被保険者期間の要件の関係について

職業安定分科会雇用保険部会(第146回)

資料1-2

令和3年1月27日

- 育児休業給付の支給要件として、育児休業開始日を起点として、過去2年間に12か月以上の被保険者期間を定めている（雇用保険法第61条の7第1項）。
- しかしながら、全く同様の働き方をしているにもかかわらず、育児休業開始日（出産日）によって、この要件を満たす場合と満たさない場合が存在する。  
（満たさないケースも、産前休業開始日を起算点とすれば要件を満たすこととなる。）

	ケース1	ケース2
就職	H30年4月1日	
産前休業	H31年4月5日～	
出産日	H31年4月18日	H31年4月30日
産後休業	～R1年6月13日	～R1年6月25日
育児休業	R1年6月14日～	R1年6月26日～
	被保険者期間12か月を <u>満たす</u>	被保険者期間12か月を <u>満たさない</u>

